

## 鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業者に対し、予算の範囲内において鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）、鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱（令和7年鹿屋市告示第261号。以下「実施要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象者となる者は、鹿屋市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（令和7年鹿屋市規則第39号）第2条第3項の規定により認可を受けた者とする。

（対象期間）

第3条 補助金の対象とする期間は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、実施要綱第14条及び別表第2の規定により算出した額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施要綱第15条に規定する実績報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の通知を受けた申請者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金請求書（別記第3号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。  
（決定通知の取消し又は補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還させることができる。  
（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

（申請者）

住 所

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金交付申請書

鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金の交付を受けたいので、鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） \_\_\_\_\_ 月分

3 添付書類

(1) 実績報告書

(2) その他

年 月 日

様

鹿屋市長



鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金交付決定及  
び交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金については、鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

3 交付決定に付する条件

鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金交付要綱の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたと認められた場合は、既に交付した補助金を返還しなければならない。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

(請求者)

住 所

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金請求書

年 月 日付けで交付決定及び交付確定通知のあつた鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金について、鹿屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	支店名	支店 支所 出張所 代理店
預金種別	普通・当座・貯蓄	口座番号	
フリガナ 口座名義人			